令和７年６月定例会（第２回）　6月３0日

◆産業建設常任委員会委員長（佐藤昭生）　それでは、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

さきの本会議において付託された案件は、議案４件、請願１件であり、６月25日に委員会を開催し、審査を行いました。

初めに、第32号議案　豊後大野市都市公園条例の一部改正についてであります。

執行部より、豊後大野市体育施設条例の一部改正に伴い、規定を整備したいので、議会の議決をお願いするものであります。都市公園条例第７条に、都市公園内の有料施設を明記してありますが、該当施設の完成に伴い追加するものですとの説明がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第35号議案　市道路線の廃止についてであります。

執行部より、道路法第10条第３項の規定により、市道１路線を廃止することについて、大分県との事務協議が調ったので、議会の議決をお願いするものですとの説明がありました。

委員から、高市方面からホテルの右側に行くと踏切に入り、真っすぐ行くと駅のほうに向かうが、その部分について県にはどのような考えがあるのか分かれば教えてほしいとの質疑があり、執行部から、ホテル側の建物を一部壊すことで、道路がホテル側にシフトするので、停車スペースが今より広くなります。踏切から少し遠ざかったような道路線形になるので、安全性は高まると聞いていますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第36号議案　工事請負契約の変更契約の締結についてであります。

執行部より、令和６年度社交１－Ａ１－57市道久原柳瀬・伏野新田線橋梁上部工架設工事に係る工事請負契約の変更契約を締結するに当たり、豊後大野市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものです。豊後大野市公共契約約款第25条の規定に基づき、受注者から請求があったため、残工事額について、インフレスライドの協議を行い、スライド額を認定しました。スライドの増額は受注者と協議の上、契約書を交わしているところですとの説明がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第40号議案　財産の無償譲渡についてであります。

執行部より、旧俚楽の郷伝承館の敷地の一部については、約28年間にわたり、土地所有者と土地の賃貸借契約を交わして市が管理してまいりました。このたび、所有者がご自宅の敷地として長年管理されてきた土地に、市名義の土地が３筆ほどあることが分かりました。これらの土地については、市が管理しておらず、市としても今後用途が見込めない土地となるため、無償譲渡したいと考えておりますとの説明がありました。

委員から、年度内に譲渡はできるのかとの質疑があり、執行部から、現時点で所有者と仮契約を結んでいるので、議決をいただければ、それが本契約になります。それを受け、登記の作業等を行うため、遅くても年度内には所有権移転が完了する予定ですと答弁がありました。

また、委員からは、譲渡の準備が整うまでに時間がかかると、数年手つかずの状況の建物が放置されることになるので、早めに進めてほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

最後に、請願受理番号４号　2025年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書の請願についてであります。

この請願につきましては、紹介議員から説明を受けました。ガソリン価格の高騰や、円安、異常気象による食料品などの物価上昇は、今なお継続しており、経済、社会、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いている。組織労働者については、1991年以来となる水準の賃上げが実現したにもかかわらず、多くの未組織労働者には労使交渉の機会もなく、自らの労働条件の決定にはほとんど関与することはできない。そういった意味で、法的強制力を有する最低賃金制度は、未組織労働者にとって生命線ともいえる制度である。最低賃金の引上げのためには、経営基盤が脆弱で雇用維持に不安を抱える中小企業や小規模事業者が継続して事業を行い、雇用の維持、確保ができるよう、雇用調整助成金をはじめとする様々な国の各種施策の拡充強化を強く要請すべきであるとのことでした。

慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決定しました。

なお、本請願は意見書の提出を求めるものであり、委員会発議で提出することにいたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託された案件の審査経過と結果の報告を終わります。